

## 大阪市（日本）とバルセロナ市（スペイン王国） における友好協力関係構築に関する覚書

大阪市（日本）を代表する横山英幸市長、並びにバルセロナ市（スペイン王国）を代表するジャウメ・コルボニ市長及び同市長を補佐する国家資格を有する地方自治体職員の法的地位を定める2018年3月16日付のスペイン王令第128号第3条および第7条に則って公証人兼法定顧問として行動するバルセロナ市事務局長であるジョルディ・カセス・イ・パジャレス氏は、本覚書に署名する。

大阪市（日本）とバルセロナ市（スペイン王国）は、両市が本覚書に従う権限を有していることを相互に確認する。

### 前文

大阪市（日本）とバルセロナ市（スペイン王国）（以下「両市」という。）は、2025年5月の大阪万博へのバルセロナ市の訪問を受けて、協力協定の締結に向けた調整を進めることに合意した。両市は、2025年万博のテーマに関連する分野において協力を促進し、双方が直面する共通の課題に取り組むため、知見と新たな技術の探求を共有することで堅固なパートナーシップを築くことに合意する。

本覚書は、スペイン王国の国家の対外活動及び外交に関する2014年3月25日付の法律第2号第11条4項および、条約およびその他の国際合意に関する2014年11月27日付の法律第25号第53条に基づき締結される。これらの法律は、スペイン王国の自治体がその権限の範囲において、同様の機関と非規範的な国際合意を締結する権限を有していることを確認し、また、これらの合意が締結される際には、前述の2014年3月25日付の法律第2号の第3条2項に定められた対外活動の一体性、制度的忠誠、調整及び協力、ならびに公益への奉仕という原則を遵守されることが求められる。

本覚書は法的拘束力を有するものではなく、国際法の適用を受けるものでもない。

### 第1条 本覚書の目的

両市は、友好協力関係のもと、次の事項について取組を真摯に進める。

- スマートシティ分野における交流を促進する。
- 起業分野における優れた取組事例や政策を共有し、スタートアップ・エコシステム間の交流を促進する。
- 相互に関心のある観光や食文化の分野において交流を促進する。

### 第2条 本覚書の実施方法

- 両市は、相互の都市に関する理解や知識の深化に努める。
- 本覚書を交わした後、両者は継続的な対話と定期的な見直しを通じて、具体的な交流事業の展開を進めることができる。

### 第3条 その他の条件

- 3.1 両市は、前条の規定に基づき、交換された情報の機密を保持する責任を有する。
- 3.2 本覚書の締結に伴い、両市が負担する可能性のある費用は、現行法令の遵守の下、通常の年度予算の範囲内で予算の確保がある場合に限り支出されるものとする。
- 3.3 本覚書の文書は、両市の合意がある場合にのみ修正することができる。覚書に対するいかなる修正も、付属文書または追加の覚書の形式で書面によって合意されなければならず、本覚書の不可分の一部を構成する。なお、修正内容が重要な場合には、新たな覚書を締結するものとする。
- 3.4 本覚書の解釈や履行について疑義が生じた場合には、両市は速やかに友好的な協議および交渉によって解決する。
- 3.5 両市間で生じるあらゆる意見の相違も、両市の権利と利益を尊重しつつ、交渉によって解決する。
- 3.6 両市は、本覚書の内容を十分に理解し、承知している。
- 3.7 本覚書は、署名日翌日から効力を生じる。
- 3.8 本覚書の発効から3年後、両市は本覚書の運用および実施状況を見直すことで合意する。その際、継続・改訂・終了のいずれを行うかを決定することができる。
- 3.9 各市は、他方の市に書面により通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。
- 3.10 日本語、カタルーニャ語及び英語による原本の覚書各2通（合計6通）を作成し、署名する。各言語による覚書は同等に効力を有するが、内容に相違がある場合は英語版を優先する。大阪市及びバルセロナ市はともに、3言語で作成された正式な覚書を1通ずつ受領する。

本覚書は、2025年12月17日に署名した。

日本国  
大阪市

スペイン王国  
バルセロナ市

横山 英幸  
大阪市長

ジャウメ・コルボニ  
バルセロナ市長

ジョルディ・カセス・イ・パジャレス  
バルセロナ市事務局長